

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 康仁会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
- その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市弁天町11番22号
- (3) 設立認可年月日 平成元年7月21日
- (4) 設立登記年月日 平成元年7月25日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	林医院	4210161404	長崎県長崎市弁天町11番22号	一般病床 10床 療養病床 9床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当なし

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年5月 1日 理事、監事の役員任期満了の改選

令和 5年7月17日 令和4年度決算の決定

令和 6年5月31日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式3-4

法人名 医療法人社団 康仁会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市弁天町11番22号

貸借対照表
(令和6年5月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	17,312	I 流動負債	12,513
II 固定資産	81,535	II 固定負債	33,542
1 有形固定資産	7,700	負債合計	46,055
2 無形固定資産	316	純資産の部	
3 その他の資産	73,519	科目	金額
		I 資本金	8,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	44,792
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	52,792
資産合計	98,847	負債・純資産合計	98,847

法人名 医療法人社団 康仁会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市弁天町11番22号

損 益 計 算 書
令和6年5月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益	62,531	
2 事業費用	54,626	
本来業務事業利益	7,905	
B 附帯業務事業収益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益	0	
		事業利益 7,905
II 事業外収益		170
III 事業外費用		138
		経常利益 7,937
IV 特別利益		0
V 特別損失		289
		税引前当期純利益 7,648
		法人税等 1484
		当期純利益 6,164

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人社団 康仁会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市弁天町11番22号

財 産 目 録

(令和6年5月31日現在)

1. 資 産 額	98,847 千円
2. 負 債 額	46,055 千円
3. 純 資 産 額	52,792 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	17,312
B 固定資産	81,535
C 資産合計 (A+B)	98,847
D 負債合計	46,055
E 純資産 (C-D)	52,792

(注)財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致とすること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人社団 康仁会

理事長 林 郁夫 殿

私は、医療法人社団 康仁会の令和5会計年度(令和5年6月1日から令和6年5月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書ならびに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1)事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2)会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3)計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4)理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄付行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和6年7月22日

医療法人社団 康仁会

監事 岩田 信之